

(仮称)花巻市まちづくり基本条例 策定委員会たたき台 比較表

市民会議提言書	第1回策定委員会たたき台(10.22事務局案)	第2回策定委員会たたき台(11.5事務局修正案)	第3回策定委員会たたき台(11.12事務局修正案)
<p>早池峰の風がおる恵まれた大自然の中で、花巻の先人たちは「結いの精神」によって心豊かな生活を営み、世界へ文化を発信してきました。</p> <p>過去と未来のかけはしとしての私達は、花巻が50年後も100年後も豊かなまちであり続けるために、今、子どもたちと一緒に「イーハトーブはなまき」を目指します。生まれて良かったと誇れるまち、住んでみたいまちを創り、みんなが力を合わせて「理想郷」を創ります。</p> <p>活力に溢れ、文化を発信し、しかも自然の中でやすらぎあるまち、一人ひとりが自分で考えて参画し、みんなの協働でつくりあげる自治のまちを実現するために、この条例を定めます。</p>	<p>花巻は、早池峰の風がおる恵まれた自然に包まれた緑と水と湯の温もり溢れるまちです。先人たちは、自然の恵みに畏敬の念を持ち自然と共生するとともに、歴史と文化を守り、郷土を愛する心を育て、「結い」とよばれる相互扶助の精神によって人と人とのつながりを大切にしながら心豊かな生活を営み、市民の精神的な支柱である風土や文化を世界へ発信してきました。</p> <p>過去と未来の架け橋としての私たちは、花巻が50年後も100年後も豊かなまちであり続けるために、今、子どもたちと一緒に、こうした恵まれた自然環境や歴史、風土や文化を守り育て、次の世代に引き継がなければなりません。</p> <p>私たちは、里山や農村風景、歴史ある街並み等を生かしながら、快適な住環境をつくり、自然との共生が可能な循環型の地域社会の形成をめざし、保健、医療及び福祉の充実を推進してすべての人に優しいまちづくりに努めるとともに、農林業を守り育て、商工業、観光業を育成し、市民が生き生きと暮らすことのできる活力に満ちたまちづくりに努め、みんなが力を合わせて明るいイーハトーブの実現を目指します。</p> <p>そのためには、市民一人ひとりが自分で考えて参画してみんなの協働でつくりあげる市民主体のまちづくりを進め、市民、市議会、市の執行機関の適切な役割分担のもとに互いの信頼関係を醸成し、力を合わせて「新たな自治のまち」を築いていくことが必要です。</p> <p>私たちは、まちづくりに関する基本的事項を共有し、市民が自ら考え、決定し、行動する市民参画と協働のまちづくりを進めることによって真に豊かな地域社会を実現するため、ここにこの条例を定めます。</p>	<p>花巻は、早池峰の風がおる恵まれた自然に包まれた緑と水と湯の温もり溢れるまちです。先人たちは、自然の恵みに畏敬の念を持ち自然と共生するとともに、歴史と文化を守り、郷土を愛する心を育て、「結い」とよばれる相互扶助の精神によって人と人とのつながりを大切にしながら心豊かな生活を営み、市民の精神的な支柱である風土や文化を世界へ発信してきました。</p> <p>過去と未来の架け橋としての私たちは、花巻が50年後も100年後も豊かなまちであり続けるために、子どもたちと一緒に、こうした恵まれた自然環境や歴史、風土や文化を守り育て、次の世代に引き継がなければなりません。</p> <p>私たちは、自然と共生しながら地域の産業を振興し、市民が生き生きと暮らすことのできる活力に満ちたまちづくりに努め、力を合わせて明るいイーハトーブの実現を目指します。</p> <p>そのためには、市民主体のまちづくりを進め、市民、市議会、市の執行機関の適切な役割分担のもとに互いの信頼関係を醸成し、力を合わせて新たな自治のまちを築いていくことが必要です。</p> <p>私たちは、まちづくりに関する基本的事項を共有し、市民が自ら考え、決定し、行動する市民参画と協働のまちづくりを進めることによって真に豊かな地域社会を実現するため、ここにこの条例を定めます。</p>	<p>花巻は、早池峰の風がおる恵まれた緑と水に包まれた湯の温もりあふれるまちです。先人たちは、自然の恵みに畏敬の念を持ち自然と共生するとともに、歴史と文化を守り、郷土を愛する心を育て、「結い」とよばれる相互扶助の精神によって人と人とのつながりを大切にしながら心豊かな生活を営み、市民の精神的な支柱である風土や文化を世界へ発信してきました。</p> <p>過去と未来の架け橋としての私たちは、花巻が50年後も100年後も豊かなまちであり続けるために、子どもたちと一緒に、こうした恵まれた自然環境や歴史、風土や文化を守り育て、次の世代に引き継がなければなりません。</p> <p>私たちは、自然と共生しながら地域の産業を振興し、市民が生き生きと暮らすことのできる活力に満ちたまちづくりに努め、力を合わせて明るいイーハトーブの実現を目指します。</p> <p>そのためには、市民主体のまちづくりを進め、市民、市議会、市の執行機関の適切な役割分担のもとに互いの信頼関係を醸成し、力を合わせて新たな自治のまちを築いていくことが必要です。</p> <p>私たちは、まちづくりに関する基本的事項を共有し、市民が自ら考え、決定し、行動する市民参画と協働のまちづくりを進めることによって真に豊かな地域社会を実現するため、ここにこの条例を定めます。</p>
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 目的</p> <p>この条例は、花巻市のまちづくりの基本的な事項を定めるとともに、市民、市議会、市それぞれの役割と責務を明らかにし、市民の参画と協働による市民主体の自治により、活力に満ち安心して暮らせる、魅力ある花巻市を実現することを目的とします。</p> <p>第2条 言葉の定義</p> <p>この条例に使われる言葉は、次のとおり定義します。</p> <p>(1) まちづくり 自分たちのまちを自分たちでつくり育てることをいいます。</p> <p>(2) 市民 市内に居住する人、市内で働く人、市内で学ぶ人、活動する人、事業を営む人及び団体・法人をいいます。</p> <p>(3) 住民 永住外国人を含め、花巻市に住所を有する者をいいます。</p> <p>(4) 参画 市民が、まちづくりに主体的に参加し、行動することをいいます。</p> <p>(5) 協働 まちづくりのために市民、市議会及び市が、それぞれの役割と責務をもって、ともに参加し行動することをいいます。</p> <p>(6) 市 市長及びその他の執行機関をいいます。</p> <p>(7) コミュニティ 生活をより良くするために、多様な参画を通して形成されるNPOや地域コミュニティ等の組織や集団をいいます。</p> <p>(8) 結い 相互扶助の精神で互いに集まり、行動することをいいます。</p> <p>第3条 条例の位置付け</p> <p>この条例は、花巻市の最も基本的な理念・行動原則であり、最高規範です。市民、市議会及び市はこの条例を遵守し、市は、計画の策定や新たな条例・規則等の制定を行います。また、この条例の趣旨に沿って既存の条例・規則等の見直しや整備を行います。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、花巻市におけるまちづくりに関する基本的な事項を定め、参画と協働による自治の進展を図り、もって豊かな地域社会を実現することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に居住する人、市内で働く人、学ぶ人、活動する人、事業を営む人及び団体・法人をいう。</p> <p>(2) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p> <p>(3) 参画 市民が、責任をもって主体的にまちづくりに参加し、その意思決定にかかわることをいう。</p> <p>(4) 協働 市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割と責務をもって、協力し行動することをいう。</p> <p>(5) コミュニティ まちづくりのために、多様な参画を通して形成される組織や集団をいう。</p> <p>(6) まちづくり 自分たちのまちを自分たちでつくり育てることをいう。</p> <p>(条例の位置付け)</p> <p>第3条 この条例は、本市が定める最高規範であり、市民、市議会及び市の執行機関は、この条例の趣旨を尊重しなければならない。</p> <p>2 市の執行機関は、まちづくりに関する計画の策定及び条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければならない。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、花巻市におけるまちづくりに関する基本的な事項を定め、参画と協働による自治の進展を図り、もって豊かな地域社会を実現することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に居住する人、市内で働く人、学ぶ人、活動する人、事業を営む人及び団体・法人をいう。</p> <p>(2) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p> <p>(3) 参画 市民が、責任をもって主体的にまちづくりに参加し、その意思決定にかかわることをいう。</p> <p>(4) 協働 市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割と責務をもって、協力し行動することをいう。</p> <p>(5) コミュニティ まちづくりのために、多様な参画を通して形成される組織や集団をいう。</p> <p>(6) まちづくり 自分たちのまちを自分たちでつくり育てることをいう。</p> <p>(条例の位置付け)</p> <p>第3条 この条例は、本市が定める最高規範であり、市民、市議会及び市の執行機関は、この条例の趣旨を尊重しなければならない。</p> <p>2 市の執行機関は、まちづくりに関する計画の策定及び条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければならない。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、花巻市におけるまちづくりに関する基本的な事項を定め、参画と協働による自治の進展を図り、もって豊かな地域社会を実現することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び市内で事業を営むものをいう。</p> <p>(2) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p> <p>(3) 参画 市民が、責任をもって主体的にまちづくりに参加し、その意思決定にかかわることをいう。</p> <p>(4) 協働 市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割と責務をもって、協力し行動することをいう。</p> <p>(5) コミュニティ 多様な参画を通して形成される組織や集団をいう。</p> <p>(6) まちづくり 自分たちのまちを自分たちでつくり育てることをいう。</p> <p>(条例の位置付け)</p> <p>第3条 この条例は、本市が定める最高規範であり、市民、市議会及び市の執行機関は、この条例の趣旨を尊重しなければならない。</p> <p>2 市の執行機関は、まちづくりに関する計画の策定及び条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければならない。</p>

市民会議提言書	第1回策定委員会たたき台（10.22事務局案）	第2回策定委員会たたき台（11.5事務局修正案）	第3回策定委員会たたき台（11.12事務局修正案）
<p>第2章 まちづくりの基本理念</p> <p>第4条 子ども</p> <p>(1) 花巻にとって、すべての子どもは貴重な財産です。すべての子どもは年齢に応じて守られ、健やかに育ち、教育を受け、一人の人格として自由に考え、発言し、活動する権利があります。</p> <p>(2) 市民、市議会及び市は、すべての子どもが自然に触れ、健全な環境のもとで健やかに育つことを保障します。</p> <p>第5条 生存</p> <p>「世界がぜんたい幸福にならないうちは個人の幸福はあり得ない」の精神に基づき、花巻市は平和な地域社会を維持し、安全で安心して暮らし続けるまちづくりを推進します。</p> <p>(1) 花巻には、緑と水と湯の豊かな大自然があります。これらは未来へ継ぐべきかけがえのない財産です。花巻市は、里山や農村風景、歴史ある街並み等を保全しながら、快適な住環境をつくり、自然との共生が可能な循環型の地域社会を目指します。</p> <p>(2) 市民には、健やかに生まれ、いきいきと生活し、健やかに老いる権利があります。適正な人口を維持しつつ、花巻市は、保健、医療及び福祉の充実を推進し、すべての人に優しいまちづくりに努めます。</p> <p>(3) 活力に満ちたまちづくりを実現するために、地域経済の活性化と産業振興は必須条件です。花巻市は、農林業を守り育て、商工業、観光業を育成し、企業を育て、また新たに誘致し、産学官の連携による起業を育成します。</p> <p>第6条 文化</p> <p>(1) 文化都市として、花巻は優れた遺産を世界に発信してきました。これらの風土や文化は、市民の精神的な支柱であり、今後も継承し守り育てる一方、新しい文化を創造するように努めます。また、郷土愛を育てつつ、異文化を理解して国際感覚を深めます。</p> <p>(2) 市民には、各年齢に応じて生涯にわたり学ぶ権利があります。市は、教育の質と量の向上を図り、教育環境を整備します。</p>	<p>第3章 まちづくりの基本指針</p> <p>（まちづくりの基本指針）</p> <p>第5条 市民、市議会及び市の執行機関は、次の各号に掲げるまちの実現を目指すものとする。</p> <p>(1) 豊かな自然と共生し、里山や農村風景、歴史ある町並みを大切にすまち</p> <p>(2) 一人一人が健やかにいきいきと暮らし、すべての人に優しい平和で安心して暮らせるまち</p> <p>(3) 地域経済の活性化を図り、産業を振興、育成し、活力に満ちたまち</p> <p>(4) 伝統文化を守り育てるとともに新しい文化を創造し、国際理解をすすめる豊かな心を育むまち</p> <p>(5) すべての子どもの人格を尊重し、健やかな環境のもと地域で支え、みんなで守り育てるまち</p>	<p>第3章 まちづくりの基本指針</p> <p>（まちづくりの基本指針）</p> <p>第5条 市民、市議会及び市の執行機関は、次の各号に掲げるまちの実現を目指すものとする。</p> <p><u>(1) こどもたちの人権が守られ、健全な環境のもとで健やかに成長できるまち</u></p> <p><u>(2) 互いをおもいやる心を育て、平和で安心して暮らせるまち</u></p> <p><u>(3) 里山や農村風景、歴史ある街並みを大切にし、自然と共生する循環型のまち</u></p> <p><u>(4) 一人一人が健やかにいきいきと暮らし、すべての人に優しいまち</u></p> <p><u>(5) 地域の産業を振興し、経済の活性化を図る活力に満ちたまち</u></p> <p><u>(6) 歴史や伝統、文化を守り、新しい文化を創造するまち</u></p> <p><u>(7) 郷土を愛し豊かな心を育て、国際理解をすすめるまち</u></p>	<p>第2章 市の目指す姿</p> <p>（市の目指す姿）</p> <p>第4条 市民、市議会及び市の執行機関は、次の各号に掲げるまちの実現を目指すものとする。</p> <p><u>(1) 互いをおもいやる心を育て、平和で安心して暮らせるまちづくりを行う。</u></p> <p><u>(2) 未来へ継ぐべきかけがえのない財産である自然を守り、里山や農村風景、歴史ある街並みを大切にし、自然と共生する循環型の地域社会を目指す。</u></p> <p><u>(3) 保健、医療及び福祉の充実を推進し、一人一人が健やかにいきいきと暮らせる、すべての人に優しいまちづくりに努める。</u></p> <p><u>(4) 農林業を守り育て、商工業、観光業を育成し、地域の産業振興による経済の活性化を図る活力に満ちたまちづくりを推進する。</u></p> <p><u>(5) 市民の精神的な支柱である歴史や伝統、文化を守り、新しい文化を創造するよう努める。</u></p> <p><u>(6) 郷土を愛し豊かな心を育て、国際理解をすすめる。</u></p>
<p>第3章 まちづくりの基本原則</p> <p>第7条 まちづくりの基本原則</p> <p>(1) 市民、市議会及び市は、この条例の基本理念に基づき、結いの精神を大切にし、参画と協働による市民自治によってまちづくりを行います。</p> <p>(2) 市民、市議会及び市は、互いに情報を共有し、市民主体の自治によってまちづくりを行います。</p>	<p>第2章 まちづくりの基本原則</p> <p>（まちづくりの基本原則）</p> <p>第4条 市民、市議会及び市の執行機関は、次の各号に掲げる基本原則に基づき市民主体の自治によるまちづくりを推進するものとする。</p> <p>(1) 市民、市議会及び市の執行機関が互いの信頼関係を深め、参画と協働によりまちづくりを行うこと。</p> <p>(2) 市民、市議会及び市の執行機関が情報を共有すること。</p>	<p>第2章 まちづくりの基本原則</p> <p>（まちづくりの基本原則）</p> <p>第4条 市民、市議会及び市の執行機関は、次の各号に掲げる基本原則に基づき市民主体の自治によるまちづくりを推進するものとする。</p> <p>(1) 市民、市議会及び市の執行機関が互いの信頼関係を深め、参画と協働によりまちづくりを行うこと。</p> <p>(2) 市民、市議会及び市の執行機関が情報を共有すること。</p>	<p>第3章 まちづくりの基本原則</p> <p>（まちづくりの基本原則）</p> <p>第5条 市民、市議会及び市の執行機関は、次の各号に掲げる基本原則に基づき市民主体の自治によるまちづくりを推進するものとする。</p> <p><u>(1) 市民、市議会及び市の執行機関が互いの信頼関係のもとに、参画と協働によるまちづくりを行うこと。</u></p> <p><u>(2) 市民、市議会及び市の執行機関が相互に情報を共有すること。</u></p>
<p>第4章 市民の権利及び役割</p> <p>第8条 市民の権利</p> <p>(1) 市民は、良好な環境の中で平和で安全に生きる権利があります。</p> <p>(2) 市民は、市政に参画する権利があります。</p> <p>(3) 市民は、行政サービスを公平に受ける権利があります。</p> <p>(4) 市民は、市議会及び市が保有する情報を知る権利があります。</p> <p>第9条 市民の役割</p> <p>(1) 市民は、まちづくりの主体であることの役割を認識し、地域コミュニティやNPO等を中心とする市民自治に、自ら参画するよう努めるとともに、自らの発言と行動に責任を持ちます。</p> <p>(2) 市民は、まちづくりに伴う負担を担う役割があります。</p> <p>(3) 事業者、団体及び法人は、この条例を遵守して花巻と共生します。</p>	<p>第4章 市民の権利及び責務</p> <p>（市民の権利）</p> <p>第6条 市民は、まちづくりに参画する権利を有する。この場合、参画しないことによる不利益な扱いを受けない。</p> <p>2 市民は、市議会及び市の執行機関が保有する情報を知る権利を有する。</p> <p>3 市民は、生涯にわたり学ぶ権利を有する。</p> <p>（市民の責務）</p> <p>第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに参画するよう努める。</p>	<p>第4章 市民の権利及び責務</p> <p>（市民の権利）</p> <p>第6条 市民は、まちづくりに参画する権利を有する。この場合、参画しないことによる不利益な扱いを受けない。</p> <p>2 市民は、市議会及び市の執行機関が保有する情報を知る権利を有する。</p> <p>3 市民は、生涯にわたり学ぶ権利を有する。</p> <p>（市民の責務）</p> <p>第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに参画するよう努める。</p>	<p>第4章 市民の権利及び責務</p> <p>（市民の権利）</p> <p>第6条 市民は、まちづくりに参画する権利を有する。この場合において、参画しないことによる不利益な扱いを受けない。</p> <p>2 市民は、市議会及び市の執行機関が保有する情報を知る権利を有する。</p> <p>3 市民は、生涯にわたり学ぶ権利を有する。</p> <p><u>4 市民は、良好な環境のもとで平和で安全に生きる権利を有する。</u></p> <p>（市民の責務）</p> <p>第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに参画するよう努めるものとする。</p> <p>（子ども）</p> <p><u>第8条 子どもは、その年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有する。</u></p> <p><u>2 市民、市議会及び市の執行機関は、すべての子どもの人権が守られ、健やかに育つ環境をつくるよう努めるものとする。</u></p>

市民会議提言書	第1回策定委員会たたき台（10.22事務局案）	第2回策定委員会たたき台（11.5事務局修正案）	第3回策定委員会たたき台（11.12事務局修正案）
<p>第5章 市議会等の役割と責務 第10条 市議会等の役割と責務 (1) 市議会は市政の運営を監視し、けん制します。 (2) 市議会は、政策提言及び政策立案を行います。 (3) 市議会は、市民の意思を代表する議決機関としての役割を果たすため、多様な市民の意見を広く集約します。 (4) 市議会議員は、市民に対し市議会活動等の説明責任を果たすとともに、公平・公正かつ誠実に職務を遂行します。</p>	<p>第5章 市議会等の役割と責務 (市議会等の役割と責務) 第8条 市議会は、市民の意思を市政に反映し、市民の福祉の増進に努めなければならない。 2 市議会は、市民に開かれた議会運営を行い、説明し、応答する責務を有する。 3 市議会議員は、政策提言及び政策立案の活動に努めるものとする。</p>	<p>第5章 市議会等の役割と責務 (市議会等の役割と責務) 第8条 市議会は、市民の意思を市政に反映し、市民の福祉の増進に努めなければならない。 2 市議会は、市民に開かれた議会運営を行い、説明し、応答する責務を有する。 3 市議会議員は、政策提言及び政策立案の活動に努めるものとする。</p>	<p>第5章 市議会等の役割と責務 (市議会等の役割と責務) <u>第9条 市議会は、市民の意思が市政に反映されるよう、本市の意思決定機関としてその機能を果たす。</u> 2 市議会は、市民に開かれた議会運営を行い、説明し、応答する責務を有する。 3 市議会議員は、政策提言及び政策立案の活動に努めるものとする。</p>
<p>第6章 市長等の役割と責務 第11条 市長等の役割と責務 (1) 市長等は、この条例を遵守して市政を運営します。 (2) 市長は、市民に対し、行政サービスを効果的かつ効率的に提供します。 (3) 市長は、行政サービスを向上させるため市職員の能力向上に努めます。</p> <p>第12条 市職員の役割と責務 (1) 市職員は、この条例を遵守し、市民への奉仕者として公平、公正かつ能率的にその職務を遂行します。 (2) 市職員は、まちづくりを推進するために必要な知識・技能等の能力の向上に努めます。 (3) 市職員は、自らも市民としての自覚を持ち、地域活動等に率先して参加するように努めます。</p>	<p>第6章 市長等の役割と責務 (市長等の役割と責務) 第9条 市長及び執行機関は、この条例を遵守し、市政を運営しなければならない。 2 市長は、効率的な行政運営に努めなければならない。 3 市長は、市職員の能力向上に努めなければならない。</p> <p>(市職員の役割と責務) 第10条 市職員は、市民への奉仕者として公平・公正かつ効率的に職務を遂行する責務を有する。 2 市職員は、職務の遂行に必要な知識・技能等の能力の向上に努めなければならない。 3 市職員は、自らも市民としての自覚を持ち、地域活動等に率先して参加するように努めるものとする。</p>	<p>第6章 市長等の役割と責務 (市長等の役割と責務) 第9条 市長及び執行機関は、この条例を遵守し、市政を運営しなければならない。 2 市長は、効率的な行政運営に努めなければならない。 3 市長は、市職員の能力向上に努めなければならない。</p> <p>(市職員の役割と責務) 第10条 市職員は、市民への奉仕者として公平・公正かつ効率的に職務を遂行する責務を有する。 2 市職員は、職務の遂行に必要な知識・技能等の能力の向上に努めなければならない。 3 市職員は、自らも市民としての自覚を持ち、地域活動等に率先して参加するように努めるものとする。</p>	<p>第6章 市長等の役割と責務 (市長等の役割と責務) <u>第10条 市長及びその他の執行機関は、この条例を遵守し、市政を運営しなければならない。</u> 2 市長は、効率的な行政運営に努めなければならない。 3 市長は、市職員の能力向上に努めなければならない。</p> <p>(市職員の役割と責務) <u>第11条 市職員は、市民への奉仕者として公平・公正かつ効率的に職務を遂行する責務を有する。</u> 2 市職員は、職務の遂行に必要な知識・技能等の能力の向上に努めなければならない。 3 市職員は、自らも市民としての自覚を持ち、地域活動等に率先して参加するように努めるものとする。</p>
<p>第7章 参画と協働 第13条 参画及び協働の原則 市民、市議会及び市は、市民自治を推進するため、それぞれの役割と責務に基づいて参画し、協働することを原則とします。 第14条 参画・協働機会の保障 (1) 市民は、市に対して、必要に応じパブリックコメント（意見公募）やタウンミーティング（対話集会）、各種審議会等の委員公募を要求することができます。 (2) 市は、市民の参画及び協働を推進するために制度の整備を行い、市民自治を保障します。 (3) 市民の参画と協働について必要な事項は、別に条例で定めず。</p>	<p>第7章 参画と協働 (市政への参画) 第11条 市の執行機関は、市民が市政に参画する機会を保障するため、次の各号に掲げる方法のうち必要なものを用いるものとする。 (1) 審議会その他の附属機関における委員の公募 (2) 意向調査の実施 (3) 意見交換会等の開催 (4) パブリックコメントの実施 (5) 前各号に掲げるもののほか適切な方法 2 市の執行機関は、前項各号に掲げる参画の方法を決定したときは、これを事前に公表しなければならない。</p> <p>(協働の推進) 第12条 市の執行機関は、市民及びコミュニティとの協働を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。 2 市の執行機関は、前項の措置を講ずるに当たっては、その活動の自主性及び自立性を尊重しなければならない。</p>	<p>第7章 参画と協働 (市政への参画) 第11条 市の執行機関は、市民が市政に参画する機会を保障するため、次の各号に掲げる方法のうち必要なものを用いるものとする。 (1) 審議会その他の附属機関における委員の公募 (2) 意向調査の実施 (3) 意見交換会等の開催 (4) パブリックコメントの実施 (5) 前各号に掲げるもののほか適切な方法 2 市の執行機関は、前項各号に掲げる参画の方法を決定したときは、これを事前に公表しなければならない。</p> <p>(協働の推進) 第12条 市の執行機関は、市民及びコミュニティとの協働を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。 2 市の執行機関は、前項の措置を講ずるに当たっては、その活動の自主性及び自立性を尊重しなければならない。</p>	<p>第7章 参画と協働 (市政への参画) <u>第12条 市の執行機関は、重要な計画の策定若しくは変更又は条例等の制定若しくは改廃をしようとするときは、市民が自らの意思で参画できる方法（以下「市民参画の手続」という。）により意見を求めなければならない。</u> <u>2 市民参画の手続の対象となる計画又は条例等は、次に掲げるものとする。</u> (1) 市の行政に関する基本的な計画のうち、別に定める計画を除く計画 (2) 広く市民に義務を課し、又は権利を制限する条例のうち、市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する条例（法定外目的税等の税を新たに新設する場合を除く。）並びに別に定める条例を除く条例 (3) 市民に直接かつ重大な影響を与える規則、規程等 <u>3 前項に規定するもののほか、策定若しくは変更しようとする計画又は制定若しくは改廃しようとする条例等の目的により、市民参画の手続を実施することが適当なものについては、その実施に努めるものとする。</u> <u>4 前3項の規定にかかわらず、迅速性若しくは緊急性を要するもの又はその変更が軽微なものについては、市民参画の手続を省略することができる。</u></p> <p>(市民参画の手続) <u>第13条 前条第1項の規定による市民参画の手続は、次の各号に掲げるもののうち、対象となる計画又は条例等に応じて1以上の適切な方法により行うものとする。</u> (1) 審議会その他の附属機関における委員の公募 (2) 意向調査の実施 (3) 意見交換会の開催 (4) パブリックコメントの実施 (5) 前各号に掲げるもののほか適切と判断される方法 2 市の執行機関は、前項各号に掲げる参画の方法を決定したときは、これを事前に公表しなければならない。</p>

市民会議提言書	第1回策定委員会たたき台（10.22事務局案）	第2回策定委員会たたき台（11.5事務局修正案）	第3回策定委員会たたき台（11.12事務局修正案）
			<p>（協働の推進） 第14条 市の執行機関は、<u>協働を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。</u> 2 市の執行機関は、前項の措置を講ずるに当たっては、その活動の自主性及び自立性を尊重しなければならない。</p>
<p>第8章 コミュニティ 第15条 コミュニティ (1) 市民は、地域の課題を解決するために地域コミュニティを形成し、自ら積極的に参画し、これを守り育てるように努めます。 (2) 市議会は、地域コミュニティやNPO等の自主性及び自立性を尊重します。 (3) 市は、市民自治の場となる地域コミュニティやNPO等の自主性及び自立性を尊重し、守り育てます。</p>	<p>第8章 コミュニティ （地域コミュニティ活動） 第13条 市民は、地域住民の一員であるという認識のもと、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、地域の課題解決に向けて協力して行動するよう努めるものとする。 2 前項に規定する活動は、当該地域の市民に開かれたものとし、市の執行機関その他の組織と連携しながら行うものとする。 （市民活動） 第14条 市民は、前条に規定する活動のほか、市民が自主的に 行う営利を目的としない公益性のある活動に対する理解を深め、これを守り育てるよう努めるものとする。</p>	<p>第8章 コミュニティ （地域コミュニティ活動） 第13条 市民は、地域住民の一員であるという認識のもと、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、地域の課題解決に向けて協力して行動するよう努めるものとする。 2 前項に規定する活動は、当該地域の市民に開かれたものとし、市の執行機関その他の組織と連携しながら行うものとする。 （地域コミュニティ会議） 第14条 市民は、前条に規定する市民の自主的な地域活動を実現するため、<u>地域コミュニティ会議を設立することができる。</u> 2 <u>地域コミュニティ会議は、当該地域の市民に開かれたものとし、市の執行機関その他の組織と連携しながら、協働によるまちづくりを行うものとする。</u> （市民活動） 第15条 市民は、前条に規定する活動のほか、市民が自主的に 行う営利を目的としない公益性のある活動に対する理解を深め、これを守り育てるよう努めるものとする。</p>	<p>第8章 コミュニティ （地域コミュニティ活動） 第15条 市民は、地域住民の一員であるという認識のもと、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、地域の課題解決に向けて協力して行動するよう努めるものとする。 （地域コミュニティ会議等） 第16条 市民は、前条に規定する市民の自主的な地域活動を実現するため、<u>地域コミュニティ会議等を設立することができる。</u> 2 <u>地域コミュニティ会議等は、当該地域の市民に開かれたものとし、市の執行機関その他の組織と連携しながら行動するものとする。</u> （市民活動） 第17条 市民は、<u>第15条</u>に規定する活動のほか、市民が自主的に 行う営利を目的としない公益性のある活動に対する理解を深め、これを守り育てるよう努めるものとする。</p>
<p>第9章 市政運営の原則 第16条 総合計画 市は、この条例に基づいた総合計画を定め、これを実施します。 第17条 健全な財政運営 市は、健全な財政運営に努め、その状況を市民に分かりやすく公表します。 第18条 情報の公開 市は、市民の知る権利を保障するために、情報公開を推進します。 第19条 個人情報の保護 (1) 市は、個人情報を保護し、漏えいを防止します。 (2) 市は、市民から自己に関する個人情報の開示、訂正及び削除の請求が行われた場合、正当な理由がない限り、これに応じます。 第20条 行政サービス (1) 市は、地域格差や差別が生じないように、公平な行政サービスを行います。 (2) 市は、市民共有の財産である公の施設について、広く市民の声を聞きこれを運営します。 第21条 説明責任・応答責任 市は、市民に対し、市政に関する事項を分かりやすく説明します。また、市民から寄せられた意見・要望等に対し、速やかに誠実に応答します。 第22条 行政評価 市は、施策や事業について市民参画のもとで客観的な行政評価を行い、その結果を分かりやすく公表します。</p>	<p>第9章 市政運営の原則 （総合計画） 第15条 市の執行機関は、この条例の趣旨に基づき、総合的な市政運営の基本となる計画を策定しなければならない。 （健全な財政運営） 第16条 市の執行機関は、健全な財政運営に努め、その状況を市民に分かりやすく公表しなければならない。 （情報の公開） 第17条 市の執行機関は、市民の知る権利を保障し、情報の共有による市政への参画を推進するため、情報の公開を推進しなければならない。 （個人情報の保護） 第18条 市の執行機関は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、本市が保有する情報の保護について必要な措置を講じなければならない。 （説明責任・応答責任） 第19条 市の執行機関は、市民に対し、市政に関する事項を分かりやすく説明しなければならない。 2 市の執行機関は、市民からの意見・要望等に対し、速やかに誠実に応答しなければならない。 （行政評価） 第20条 市の執行機関は、主要な施策や事業について市民参画のもとで客観的な行政評価を行い、その結果を分かりやすく公表しなければならない。</p>	<p>第9章 市政運営の原則 （総合計画） 第16条 市の執行機関は、この条例の趣旨に基づき、総合的な市政運営の基本となる計画を策定しなければならない。 （健全な財政運営） 第17条 市の執行機関は、健全な財政運営に努め、その状況を市民に分かりやすく公表しなければならない。 （情報の公開） 第18条 市の執行機関は、市民の知る権利を保障し、情報の共有による市政への参画を推進するため、情報の公開を推進しなければならない。 （個人情報の保護） 第19条 市の執行機関は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、本市が保有する情報の保護について必要な措置を講じなければならない。 （説明責任・応答責任） 第20条 市の執行機関は、市民に対し、市政に関する事項を分かりやすく説明しなければならない。 2 市の執行機関は、市民からの意見・要望等に対し、速やかに誠実に応答しなければならない。 （行政評価） 第21条 市の執行機関は、主要な施策や事業について市民参画のもとで客観的な行政評価を行い、その結果を分かりやすく公表しなければならない。</p>	<p>第9章 市政運営の原則 （総合計画） 第18条 市の執行機関は、この条例の趣旨に基づき、総合的な市政運営の基本となる計画を策定しなければならない。 （健全な財政運営） 第19条 市の執行機関は、健全な財政運営に努め、その状況を市民に分かりやすく公表しなければならない。 （情報の公開） 第20条 市の執行機関は、市民の知る権利を保障し、情報の共有による市政への参画を推進するため、情報の公開を推進しなければならない。 （個人情報の保護） 第21条 市の執行機関は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、本市が保有する個人情報の保護について、必要な措置を講じなければならない。 （説明責任・応答責任） 第22条 市の執行機関は、市民に対し、市政に関する事項を分かりやすく説明しなければならない。 2 市の執行機関は、市民からの意見・要望等に対し、速やかに誠実に応答しなければならない。 （行政評価） 第23条 市の執行機関は、主要な施策や事業について市民参画のもとで客観的な行政評価を行い、その結果を分かりやすく公表しなければならない。</p>

市民会議提言書	第1回策定委員会たたき台（10.22事務局案）	第2回策定委員会たたき台（11.5事務局修正案）	第3回策定委員会たたき台（11.12事務局修正案）
<p>第10章 住民投票 第23条 住民投票 (1) 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができます。 (2) 市民、市議会、市は、住民投票の結果を尊重します。</p> <p>第24条 請求等 (1) 満18歳以上の住民は、市政に係る重要事項について、その総数の10分の1以上の者の連署をもって、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。 (2) 市議会は、市政に係る重要事項について、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、議会の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して、住民投票の実施を請求することができます。 (3) 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票を発議することができます。 (4) 市長は、第1号及び第2号のいずれかの場合、住民投票を実施します。 (5) 住民投票の投票権を有する者は、満18歳以上の住民とします。 (6) 住民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。</p>	<p>第10章 住民投票 (住民投票) 第21条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができる。 2 市民、市議会及び市の執行機関は、住民投票の結果を尊重するものとする。</p> <p>(請求等) 第22条 本市に住所を有する年齢満18年以上の者は、市政に係る重要事項について、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。 2 市議会は、市政に係る重要事項について、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、議会の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して、住民投票の実施を請求することができる。 3 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。 4 市長は、第1項及び第2項のいずれかの場合、住民投票を実施する。 5 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年齢満18年以上の者とする。</p>	<p>第10章 住民投票 (住民投票) 第22条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができる。 2 市民、市議会及び市の執行機関は、住民投票の結果を尊重するものとする。</p> <p>(請求等) 第23条 本市に住所を有する年齢満18年以上の者は、市政に係る重要事項について、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。 2 市議会は、市政に係る重要事項について、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、議会の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して、住民投票の実施を請求することができる。 3 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。 4 市長は、第1項及び第2項のいずれかの場合、住民投票を実施する。 5 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年齢満18年以上の者とする。</p>	<p>第10章 住民投票 (住民投票) 第24条 市長は、市政に係る重要事項について、住民(本市の区域内に住所を有する者をいう。)の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができる。 2 市民、市議会及び市の執行機関は、住民投票の結果を尊重するものとする。</p> <p>(請求等) 第25条 本市の区域内に住所を有する年齢満18年以上の者は、市政に係る重要事項について、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。 2 市議会は、市政に係る重要事項について、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、議会の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して、住民投票の実施を請求することができる。 3 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。 4 市長は、第1項から第3項までのいずれかの場合、住民投票を実施する。 5 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年齢満18年以上の者とする。</p>
<p>第11章 その他 第25条 他の自治体との連携 市は、共通する課題を解決するために、他の自治体と相互に連携し、協力するように努めます。</p> <p>第26条 検証・見直し (1) 市は、花巻のまちづくりがこの条例に基づいて行われているかどうかを、市民参画のもとで検証しその結果に基づいて必要な措置を講じます。 (2) 市は、4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について市民参画のもとで見直し、その結果により必要な措置を行います。</p>	<p>第11章 その他 (他の自治体との連携) 第23条 市の執行機関は、共通する課題を解決するために、他の自治体と相互に連携し、協力するよう努めるものとする。</p> <p>(検証) 第24条 市の執行機関は、本市のまちづくりがこの条例に基づいて行われているかどうかを、市民参画のもとで検証しその結果に基づいて必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(委任) 第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	<p>第11章 その他 (他の自治体との連携) 第24条 市の執行機関は、共通する課題を解決するために、他の自治体と相互に連携し、協力するよう努めるものとする。</p> <p>(検証) 第25条 市の執行機関は、本市のまちづくりがこの条例に基づいて行われているかどうかを、市民参画のもとで検証しその結果に基づいて必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(委任) 第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	<p>第11章 その他 (他の自治体との連携) 第26条 市の執行機関は、共通する課題を解決するために、他の自治体と相互に連携し、協力するよう努めるものとする。</p> <p>(検証) 第27条 市の執行機関は、本市のまちづくりがこの条例に基づいて行われているかどうかを、市民参画のもとで検証しその結果に基づいて必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(委任) 第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。</p>